

令和 8 年度(2026 年度)

瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備

設置費補助金事業のご案内

地球温暖化対策の一環として、省エネルギーの推進やカーボンニュートラルの実現に寄与することを目的として、住宅用地球温暖化対策設備設置費の一部補助を実施します。

国の補助金と併用が可能です。

・各様式については、ホームページからダウンロード可能です。

目次

- 1 補助対象設備及び補助金の額 P 1
- 2 補助対象設備の要件 P 2
- 3 対象となる方 P 2
- 4 申請手続き P 3～6
- 5 Q&A (よくあるご質問) P 7・8

1 補助対象設備及び補助金の額

補助対象設備は次のとおりです。

設備の区分	設備の内容
定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。） 及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電力を活用することができるもの
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの
電気自動車等充給電設備（V2H）	電気自動車等充給電設備電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの
断熱窓	既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換（ガラス交換、カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。）及び建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。）による断熱窓の改修

各設備の補助額は次のとおりです

補助対象設備	補助金額
定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)	50,000円
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	50,000円
電気自動車等充給電設備(V2H)	40,000円
断熱窓	30,000円

※補助対象設備に係る経費が補助金額を下回る場合は、経費額を上限として補助金を交付します。

2 補助対象設備の要件

補助対象設備の要件は次のとおりです。

補助対象設備	補助要件
定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)	1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。
電気自動車等充給電設備 (V2H)	1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。
断熱窓	1 1つ以上の居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を改修すること。 2 導入する窓は、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置、施工すること。 3 改修後の熱貫流率が4.65W/m ² K以下になること。 4 未使用品であり、リース品でないこと。

3 対象となる方

次のすべての要件を満たしている方が対象です。

- 市内に住所を有し、自らが1年以上居住する市内の住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものかつ集合住宅でないもの。)に補助対象設備を設置しようとする者※集合住宅は対象外となります。
- 市税等に滞納のない方
- 令和9年3月15日(月)までに設備の設置を完了し、補助金の交付請求ができる方



注意事項

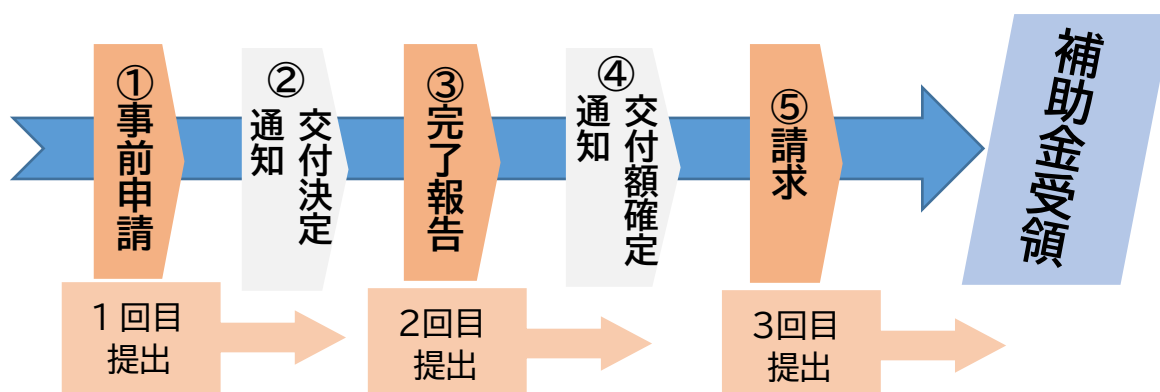
- 1 事前申請時点で既に設備の設置に着手している場合は、補助を受けることができません。
- 2 同一の補助対象機器に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとなります。
- 3 事業用の設備や中古の設備は補助対象外となります。

4 申請手続き

概要は次のとおりです。

受付期間	令和8年6月1日（月）～6月19日（金） 午前9時00分～午後5時00分（土・日・祝日を除く）
申請方法	窓口へ提出
受付	受付期間内は、先着順ではありません。 受付期間内に予算額（290万円）を超えた場合は、期間終了後に抽選を行います。 受付期間内に予算額に達しなかった場合は、期間終了後も引き続き申請を受け付けます。
受付場所	瀬戸市役所 2階 環境課 〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1

【申請から補助金受領までの流れ】



① 事前申請（郵送不可） 申請者→市

補助を希望される方は、申請受付期間内に以下の書類を提出ください。

※必要書類はHPからダウンロードできます。

添付書類	備考
交付事前申請書（第1号様式）	
委任状 ※申請等の手続きを委任する場合のみ必須	委任者は必ず押印してください。 担当者名及び連絡先は、申請内容に疑義がある場合の問い合わせ先となります。
売買契約書又は工事請負契約書の写し	
設置等に係る経費が明記された書類	見積書等の写し
設備設置前の現況写真	住宅の全景及び設置予定場所の写真
設備が設置される住宅の位置図	住宅の位置が確認できる地図等の写し
設備の製造者・型番・規格等がわかる書類	パンフレットの写し、メーカーWebサイトの印刷物等（蓄電池の場合は「パッケージ型番」がわかるもの、断熱窓の場合は、「熱貫流率」がわかるもの）
住民票の写し	市役所市民課（1階）で発行できます。 ※マイナンバーの記載が無く、発行日が交付申請書の申請日から3か月以内のもの
市税の完納証明書	市役所税務課（3階）で発行できます。 ※発行日が交付申請書の申請日から3か月以内のもの
口座振込依頼書	通帳の写しと一緒に提出ください ※デジタル通帳の写しでも可
断熱窓改修位置が明示された図面 ※断熱窓のみ必須	現況写真と対照できるもの



注意事項

書類に不備がある場合、受付できません。

② 交付決定通知 市→申請者

交付申請受付期間終了後おおむね2週間で、「交付決定通知書」（第2号様式）を送付します（送付先は受付時に確認）。

③ 完了報告（郵送可） 申請者→市

設備の設置が完了したときは、以下の書類を提出してください。

※必要書類はHPからダウンロードできます。

添付書類	備考
設置完了報告書（第6号様式）	
設備の保証書の写し ※断熱窓は不要	保証開始日が明記されているもの、設備の製造者（メーカー）名、機器型番、製造番号が確認できるもの、申請者名義であること
領収書の写し （ローンの場合は、ローン契約書またはローン返済内訳書）	以下5点が揃っていること ①書類作成者の氏名または名称②取引年月日③取引内容④設置に要した金額⑤書類の交付を受ける者の氏名または名称
領収明細書 （領収金額の明細がわかるもの）	領収書の但し書きとして内訳を記載したものでも可
設置状況を示す写真 ※断熱窓は不要	設備本体（システム型番や製造番号がわかるもの）、設置場所・設置状態がわかる写真の2種
改修の着工前及び着工後の状況を示す写真 ※断熱窓のみ必須	改修箇所の全てを示したもの
改修位置が明示された図面 ※断熱窓のみ必須	現況写真と対照できるもの
改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類 ※断熱窓のみ必須	パンフレットの写し、出荷時に窓に貼付されている証明書、メーカーから発行された証明書等



注意事項

1. 設備の設置完了日（蓄電池・エネファーム・V2Hは「設備の保証開始日」、断熱窓は「設置に係る経費の支払いの領収日」）から起算して60日以内又は令和9年3月15日（月）のいずれか早い日までに、提出してください。
2. 期限までに提出できないときは、速やかにご連絡ください。
3. 期限までに提出がない場合、補助金交付はできません。

④ 交付額確定通知 市→申請者

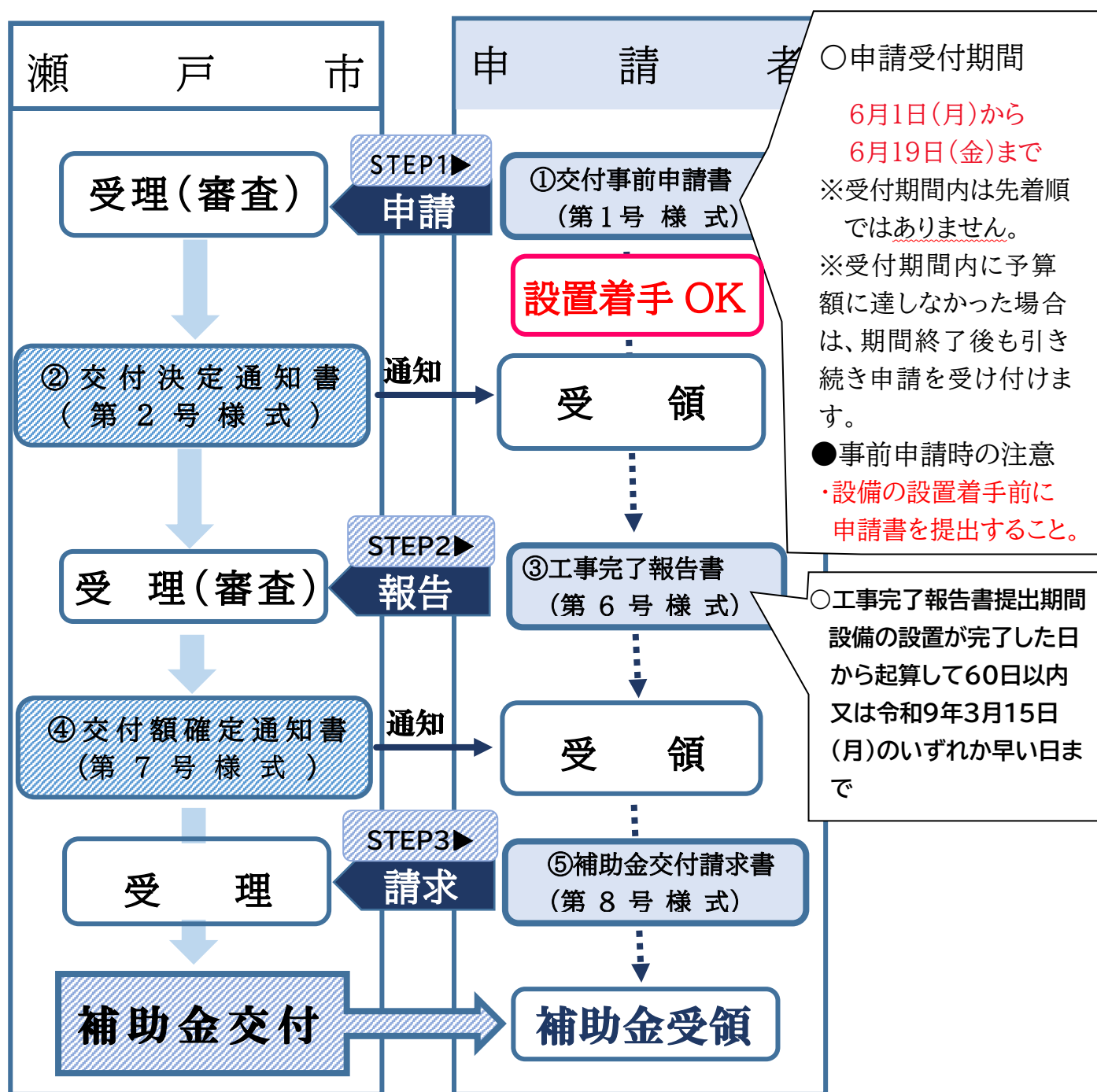
「設置完了報告書」受付後、内容が要件に適合するかどうかを審査します。

適合の場合には、おおむね2週間で「補助金交付額確定通知書」（第7号様式）を送付します。

⑤ 請求（郵送可） 申請者→市

「交付額確定通知書」が届き次第、「補助金交付請求書」（第8号様式）を提出してください。「補助金請求書」の受付後、1か月程度で口座振り込みにより補助金を交付します。

◆申請手続きフロー図



※交付事前申請書を提出した日以降であれば、いつでも設備の設置に着手してかまいません。

5 Q & A (よくあるご質問)

Q 新築する住居に対象設備を設置する予定ですが申し込みできますか？

A 申請者が1年以上居住している住宅「既存住宅」ではないため、申し込みできません。

Q 設備を既に設置してしまったのですが、申し込みはできますか？

A 既に設備の設置に着手している場合は、申し込みできません。

Q 店舗兼用の住宅に住んでいますが、補助金の申し込みはできますか？

A 延べ床面積の2分の1以上が居住スペースであれば、申し込み可能です。

Q マンションなどの集合住宅は補助対象になりますか？

A 補助対象にはなりません。

Q 交付申請書などの書類に押印は必要ですか？

A 委任状を除く書類には押印は必要ありません。委任状については、委任者の方の押印をお願いします。

Q 市税の完納証明書はどこで発行できますか？

A 瀬戸市役所本庁3階の税務課窓口で発行できます。※支所では発行できません。

Q 交付決定後に設備の設置を中止することになりました。何か手続きはありますか？

A 速やかに「交付中止申請書」(第7号様式)を市役所環境課にご提出ください。

Q 交付決定後に設備の型式等を変更することになりました。何か手続きはありますか？

A 完了報告書の「申請内容から変更を要した理由」欄にご記入のうえ、変更内容がわかる書類を併せてご提出ください。

Q 「工事完了報告書」に添付する領収書ですが、ローン契約のため領収書が用意出来ない場合はどうすればよいですか？

A ローン会社の発行したローン契約書及びローン返済内訳書等の写しを添付してください。

Q 「工事完了報告書」に添付する写真とはどのようなものですか？

A 以下の表に記載した写真を添付してください。

設備の区分	添付する写真
定置用リチウムイオン蓄電システム	対象設備本体の写真、本体の製造番号が確認できる写真

家庭用燃料電池システム (エネファーム)	対象設備本体の写真、燃料電池ユニット本体の製造番号が確認できる写真
電気自動車等充電設備(V2H)	対象設備の設置場所及び設置状態が確認できる写真
断熱窓	改修の着工前及び着工後の状況の比較が可能な写真(改修箇所全てを写したもの)で別に添付する図面と対照できるもの

Q 断熱窓について、申請時と完了報告時に着工前の写真と改修位置の図面を提出する必要があるのはなぜですか？重複した提出になりませんか？

A 申請時に提出いただくのはあくまで着工予定としての写真と図面であると想定しています。このため、完了報告時には実際の改修場所を確認する目的で、再度の提出をお願いしています。